

労働安全衛生施行令の一部を改正する政令 特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令について

作業環境測定対象項目の追加

～平成29年3月29日に「労働安全衛生施行令の一部を改正する政令」（平成29年政令第60号）、及び平成29年4月27日に「特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令」（平成29年厚生労働省令第60号）が公布～

三酸化二アンチモンを取り扱う作業場の作業環境測定及び評価が必要となりました。平成29年6月1日から施行されています。ただし、経過措置により、作業環境測定及び評価は平成30年6月1日からの義務となります

試料採取、分析方法及び管理濃度の追加（平成29年厚生労働省告示第186号）

政令及び省令が改正されたことに伴い、「平成29年4月27日厚生労働省告示第186号」により、作業環境測定基準（昭和51年労働省46号）及び作業環境評価基準（昭和63年労働省告示79号）の一部が改正され、作業環境測定における試料採取方法と分析方法並びに管理濃度が以下のとおり追加され、平成29年6月1日より適用となりました。

対象物質	採取・分析方法（作業環境測定基準）	管理濃度（作業環境評価基準）
三酸化二アンチモン	採取方法：ろ過捕集方法 分析方法：原子吸光分析方法	0.1 mg/m ³

備考：作業環境測定及びその評価は平成30年6月1日からの適用となります。

詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。